

特定農薬（特定防除資材）の検討対象としている資材の取扱い（案）

引き続き検討対象とする資材

番号	資材名
1	インドセンダンの実、樹皮、葉
2	ウエスタン・レッド・シーダー（ヒノキ科ネズコ属樹木）
3	エチレン ¹
4	甘草（マメ科カンゾウ）
5	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液
6	二酸化チタン
7	ヒノキチオール、ヒバ油
8	ヒノキの葉
9	ホソバヤマジソ（シソ科）
10	電解次亜塩素酸水 ²
11	酒類（焼酎） ³
12	木酢液、竹酢液

- 1 「エチレン」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年 1 月 14 日）。
- 2 「電解次亜塩素酸水」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成 25 年 10 月 21 日から平成 25 年 11 月 19 日）。なお、指定する際の名称は他法令との整合性を踏まえ、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）」とする。
- 3 酒類のうち、「焼酎」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年 1 月 14 日）。

名称から資材が特定できないもの

番号	資材名	当該資材の情報及び判断理由
1	アミノ酸全般	使用が報告されていないため、どのような資材が特定できない。
2	イギス海藻（サンゴ海草）	
3	インスタントコーヒー	
4	インドール酢酸	
5	カイネチン	
6	苦楝皮（クレンピ：センダンの樹皮）	
7	月桃（ショウガ科ゲットウ）	
8	粉ミルク（スキムミルクを含む）	
9	酒類（ビール、ウィスキー、日本酒、ワイン） ⁴	
10	食用菌類（シイタケ、食用きのこ菌）	
11	食用植物油（サラダ油を含みツバキ油を除く）	
12	食用天然ハーブ精油	
13	食用デンプン類（ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン）	
14	陳皮（ミカンの皮）	
15	デキストリン	
16	ネギの地上部	
17	ビール酵母分解物	
18	ヒバの葉	
19	ワサビ根茎	

4 酒類のうち、「焼酎」については、特定農薬に指定することについて、別途パブリックコメントを実施（平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年 1 月 14 日）。

農薬取締法に規定する農薬の定義に該当しないもの

番号	資材名	判断理由	当該資材の情報
1	ショウガ	農薬としての効果が不明	・混合物として利用されているため、当該資材の農薬としての効果が不明。
2	糖類（糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール（ソルビット）は除く）	農薬としての効果が不明	・混合物として利用されているため、当該資材の農薬としての効果が不明。
3	ニンニク	使用目的が異なる	・肥料及び土壌改良資材として使用。
		農薬としての効果が不明	・混合物として利用されているため、当該資材の農薬としての効果が不明。
4	米糠	使用目的が異なる	・肥料として使用。
		物理的防除	・太陽熱消毒処理、土壌還元消毒処理時に有機物資材の一つとして米糠を使用。 この処理に伴い、土壌が無酸素（還元）状態になり、病原性の土壌微生物などが減少・死滅したり、雑草の発芽が抑制されたり、生育を阻害されたりする。 ・田植え時に米糠を水田に投入。 この処理に伴い、水田水が濁り、雑草の生育が阻害される。
5	弱毒ウイルス 栄養繁殖や接ぎ木等植物体として使用するもの及び汁液等単に植物体から取り出した形として使用するもの。	耕種的防除	・植物が持っている（又は持った）性質をそのまま利用したものであり、植物を利用した耕種的防除の一つと判断される。